

議会運営委員会 送付26-20

議場における国旗・区旗の掲揚を求める陳情について

受付年月日 平成26年7月3日

陳情者

# 陳情書

## 1 趣旨

平成11年8月に「国旗及び国歌に関する法律」が施行され、すでに15年が経過しようとしています。国旗（日章旗）は国を象徴するものであり、国家にとってなくてはならないものです。国、自治体における様々な行事や式典のみならず、我々が行う地域の行事等においても、日常的に国旗掲揚がなされており、国旗の掲揚は広く国民の間に定着しています。

区における国旗の掲揚については、本庁舎前の掲揚場に毎日、国旗、区旗を掲揚しています。また、新年交歓会、区制記念日表彰式等区が主催又は共催する式典等においても、国旗と区旗を掲揚し、国民のアイデンティティーの証しとして、式典等に重要な役割を果たしています。

一方、区議会においては、議長室に国旗、区旗を掲示しているのみで、区議会機能の中心である議場には、国旗、区旗の掲揚がされていないのが、非常に残念に思うところであり、是非議場に国旗と区旗を掲揚していただきたく陳情をするものです。

## 2 国旗・区旗の議場掲揚の必要性

(1) 今年は、国民の象徴である天皇陛下が傘寿をお迎えになった年であります。

この記念すべき年を契機にして、天皇陛下がお住まいになる本区において、長寿を祈念して議場に国旗・区旗を掲揚することは大変意義深いことであると思っております。

(2) 2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、東京の中心地である千代田区には、海外からお客様が大勢訪れると想定されます。自国、他国を問わず、国旗を大切にすることは国際儀礼であり、国際社会における基本的なマナーであります。そうしたときに議場に国旗が掲揚されていないのは、来場される海外のからのお客様に礼を失することになりかねないと懸念するところです。

(3) 区民の代表である議員が参集し、千代田区の団体意思を最終的に決定する議場において、国の象徴である国旗と区のシンボルである区旗を掲揚することは特別なことではなく、国旗が広く国民の間で定着していることを考慮すると、議場に掲揚する時期にあると思っております。

平成26年7月3日

千代田区議会議長 嶋崎 秀彦 殿